

母性保護条約
(ILO第183号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、2000年のILO（国際労働機関）第88回総会で採択された。2022年4月現在の批准国数は41カ国である。

※批准国 アルバニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナファソ、キューバ、キプロス、チェコ、ジブチ、ドミニカ共和国、ドイツ、ハンガリー、イタリア、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、モーリシャス、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、スイス

※ドイツは2021年9月30日、パナマは2022年3月22日に批准。効力が生じるのは批准から1年後。

2. 条約の概要

- 本条約は、原則として全ての女性被用者を対象とし、母性保護と母性を理由とした差別の禁止を規定する条約である。

- 本条約は、母性休暇（出産休暇）を最低14週間とすること、休業中の女性は現金及び医療給付を受けるものとするが、現金給付の水準は原則として従前所得の3分の2を下回ってはならないこと、妊娠、出産休暇または国内法が定める復帰後の一定期間中に使用者が雇用を終了することは、妊娠・出産・哺育以外の理由である場合を除き違法とされること等を規定している。